

回	議	係	係長	課長	局長	議長	供 覧 ・ 決 裁
[Redacted]							

様式第6号 (第7条関係)

平成29年 4月 24日

(宛先) 春日市議会議長

議員氏名又は会派の  
名称及び代表者氏名

翔 春 会  
中原 智昭



政務活動費収支報告書

春日市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり平成28年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

- 1 平成28年度政務活動費収支報告書 (別紙1)
- 2 添付書類
  - (1) 調査研究・研修報告書 (別紙2)
  - (2) 領収書 (別紙3)
  - (3) その他

春日市議会事務局
29.4.24
第109号
A5-06--6

別紙1

平成28年度政務活動費収支報告書

議員氏名又は 翔春会  
会派の名称

1 収 入  
政務活動費 300,000 円

2 支 出

項 目	金 額	主な支出の内訳
調 査 研 究 費	282,786円	視察旅費 (H28.10.31.~11.2H29.2.14~2.16)
研 修 費	円	
広 報 費	円	
広 聴 費	円	
要請・陳情活動費	円	
会 議 費	円	
資 料 作 成 費	円	
資 料 購 入 費	17,280円	春日市地図
人 件 費	円	
事 務 所 費	円	
事 務 費	円	
合 計	300,066円	

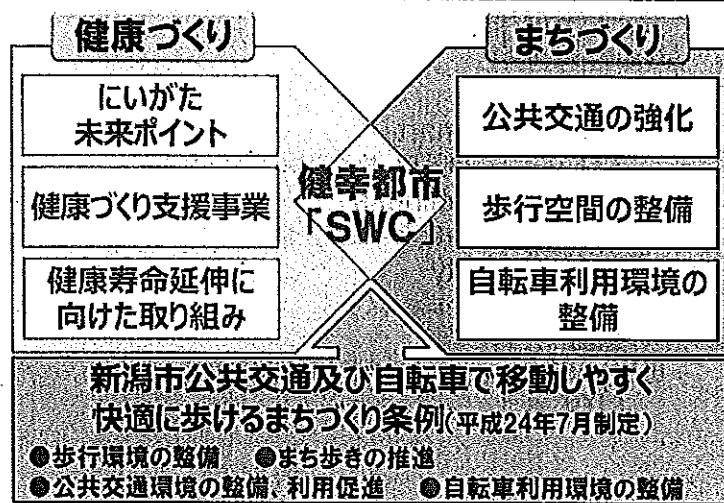
3 残 額 0 円

## 調査研究・研修報告書

議員氏名又は 翔春会  
会派の名称

調査事項 研修会名称	スマートウエルネスシティについて
日時	平成 28年 10月 31日 (月曜日)
視察先 場 所	新潟県 新潟市
目的	高齢化・人口減少による地域活力の低下や生活習慣病の増加が懸念される中、新潟市の持続可能な先進予防型の「まち」づくりについて調査・ご教授いただくために視察した。
内容及び所感  (市政の課題に対して 参考になった事項な ど)	<p>スマートウエルネスシティとはSmart⇒賢明、快適、エコ、美しいWellness⇒健幸＝健康＋幸せ（生きがい、安心など）City⇒まちづくり少子高齢化・人口減社会では、高齢になっても健康で元気に暮らせることで、すなわち、「健幸＝健康で幸せ」であることは、個人と社会にとってメリットがある。それ自体が「社会貢献」であるという「まち」を求めている。《健幸都市》</p> <p>I 取組</p> <p>健康づくり ①にいがた未来ポイント ②健康づくり支援事業 ③健康寿命遠心に向けた取り組み</p> <p>まちづくり ①公共交通の強化 ②歩行空間の整備 ③自転車利用環境の整備</p> <p>新潟市公共交通及び自転車で移動しやすく快適に歩けるまちづくり条例を制定している。</p>

新潟市のスマートウェルネスシティの取り組み



II 新潟市の課題

- ①超高齢社会の進展
- ②高いマイカー依存
- ③公共交通利用者の減少
- ④全国平均を下回る歩行量

III 課題解決のため公共交通の強化

- ①地域内生活交通確保 区バス、住民バス
- ②都心アクセスの強化 鉄道・骨格幹線バス パーク&ライド
- ③都心での移動円滑化 BTR (次世代型バスシステム)

IV 健康ポイント事業

- ①健康づくりエコ活動へ参加
- ②バスICカードおサイフケータイにポイントをためる
- ③3千円分と交換し、新潟市共通商品券やバスのポイントとして利用する。

健康ポイント事業

参加対象  
新潟市民  
通勤・通学する人を含む

にいがた未来ポイント

にいがた未来ポイント

にいがたし健幸マイレージ

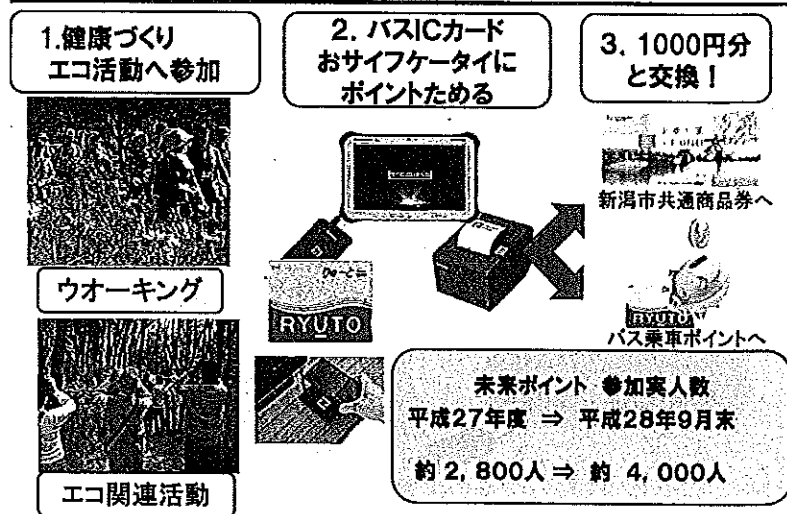
エコアクションキャンペーン

いっしょにためてお得!

参加年齢  
20歳以上

参加年齢  
どなたでも

## 未来ポイントによる無関心層を動かす取り組み



にいがた未来ポイント・にいがたし健幸マイレージ・エコアクションキャンペーンなど未来ポイントによる無関心層を動かす取り組み

### V 視察を終えての感想

今回視察した、スマートウエルネスシティは、健康とまちづくりが大きな柱となっている。まちづくり事業については、春日市と視察市の面積や人口規模が大きく異なる為、考え方は共有できるものがあるが、実践においてはかなり難しいものがあるように思えた。

しかし、健康づくり事業については、視察市では健康ポイント事業等の実施により、多数の市民の参加があり市民の健康増進に寄与していることから、春日市でも取り入れる事は可能と考える。

今後の春日市の高齢化社会の到来を踏まえ、高齢者の健康増進という意味でも無関心層を取り組む施策として、ポイント制度を活用し高齢者や市民にとって住みやすい春日市を創る必要性を感じた。

参考資料： スマートウエルネスシティ～健幸都市づくり～、にいがた未来ポイント健康サポート倶楽部、市報にいがた6/26号

## 調査研究・研修報告書

議員氏名又は 翔春会  
会派の名称

調査事項 研修会名称	生ごみバイオマス化事業について
日時	平成 28年 11月 1日 (火曜日)
視察先 場 所	新潟県 長岡市
目的	可燃ごみの焼却を削減するため、従来のごみの焼却、焼却灰の埋め立てといった処理方法を資源化に転換した事業について調査・ご教授いただくために視察した。
内容及び所感  (市政の課題に対して 参考になった事項な ど)	<p>I 長岡市生ごみバイオガス化施設の特徴</p> <p>環境にやさしく、豊かな自然と調和するまちの実現のため、生ごみから電気をつくり、発酵残渣を有効活用する最先端のシステムである。</p> <p>① 「生ごみ」の処理は全国最大規模の1日65トン(年間20,000トン)  ② 生ごみを微生物の力でメタン発酵させる  ③ 発生したメタンガスで発電し、年間約410万kwhを発電  ④ 環境に配慮したクリーンで静かな施設である  ⑤ バイオガス化で年間2,000トンのCO<sub>2</sub>を削減</p> <p>II 事業の概要</p> <p>燃やすごみの量を減らすため、従来のごみ焼却、燃やした後の焼却灰の埋め立てといった処理方式を資源化に転換。  生ごみを微生物の働きで発酵、分解し、発生するバイオガスを発電に利用  また、ガスだけでなく、発酵残さ(残りかす)も民間のセメント工場などの燃料として売却するので、生ごみを無駄なく100%利用している</p>

### Ⅲ 事業の方式

この事業は民間の資金、経営能力及び技術的能力の活用により、財政資金の効率的、効果的活用を図るため、PFI法に基づき実施している。施設の運営、維持管理は、事業を実施するために設立されたSPC（特別目的会社）「(株)長岡バイオキューブ」が行っている

### Ⅳ 事業の効果

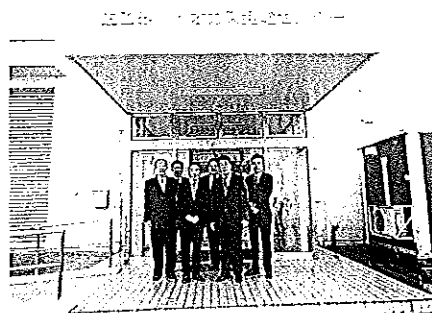
- ① 生ごみ分別収集により、家庭から出される燃やすごみの量が3割削減
- ② ごみ焼却施設の藤賀宇、焼却灰処理の最終処分場の延命
- ③ 燃やすごみの減少で、年間2,000トンの二酸化炭素を削減
- ④ バイオガスの発電利用で、年間約410万kwh発電(一般家庭420世帯分)
- ⑤ 子どもたちへの環境教育としての施設見学

### Ⅴ 事業の課題と対処

不適物の混入を防ぎ、安定した発電を行うためにも、市民や排出事業者の分別への協力が不可欠である  
広報やごみ情報誌等を活用しながら、生ごみ分別のメリットを伝えていきたい

### Ⅵ 視察を終えての感想

今回視察した新潟県長岡市「生ごみバイオマス事業」については、事業の効果としては、ごみの削減や発電による効果など環境に対する循環という意味では有効な事業と考えるが、初期投資が膨大になり(建設費19億円・運営・維持管理費28億円(年間)となる為、春日市においては現在福岡都市圏として組合方式で運営しているため、施設の新設には慎重にならざるを得ないと思う。しかし、将来にむけてのごみ焼却灰の最終処分場等の問題も鑑み、長期的に視野に入れ、福岡都市圏として検討していく必要性も感じた



11月19日 11:22	
バイオガス ガスエンジン発電機	
現在の発電量:	552kW
本日の発電量:	3840kWh
本日の送電量:	3420kWh

参考資料：生ごみバイオガス発電センター・長岡市ごみ情報誌Vol.35.36

## 調査研究・研修報告書

議員氏名又は 翔春会  
会派の名称

調査事項 研修会名称	～三条マルシェ～ごった市@ホコテン について
日時	平成 28年 11月 2日（水曜日）
視察先 場所	新潟県 三条市
目的	市街地再生の一環として道路を歩行者天国にし、多種多様な出店やイベントを誘致し商店街の再生に向けた取り組みについて調査、ご教授していただくために視察した。
内容及び所感  (市政の課題に対して 参考になった事項な ど)	<p><b>I 事業の概要</b></p> <p>市街地の道路を歩行者天国にし、そこに多種多様な出店やイベント等を組み合わせることで「人が集まり楽しむ空間を演出する事業 明るく、楽しく、元気よく健康で幸せに暮らせるまち、道路を再び人の手に取り戻すをキーワードに事業を展開 地域資源が連携した市民パワーによる、歩いて暮らせるまちづくり！</p> <p>① 「ゾーン30」の導入 道路空間を歩行者優先の価値観変容するため、本町通りを含む三条小学校区の通行に一定の制限をかける</p> <p>② 交流空間の創出 道路に人が集うため交流空間を整備 「道路の構造の技術基準等を定める条例」の制定</p> <p>③ さんじょう108appy 中心市街地で日常的に市民活動が行われる環境の創出。</p>



## II 創業スパイラル

- ① 創業塾：新規創業に必要な経営の知識とノウハウを体系的に学ぶ
- ② 三条マルシェ出店：創業塾講師の指導を受けながら市場調査が可能
- ③ みんなくるチャレンジショップ出店：実店舗を構える前に、飲食業または小売業のチャレンジショップで一定期間の市場調査、検査体験が可能
- ④ 実店舗出店：新規出店事業補助金テンポアテンポによる支出

## III 事業の効果

- ① 定期市(二・七の市、五・十の市)との合同開催により年間18万人～19万人の来場者があり、既存の商店街と周辺地域の活性化
- ② まちなか空き店舗への出店者が急増
- ③ 三条マルシェから繋がるまちづくりへの創造
- ④ 行政と市民との合同事業による市民力の向上

## IV 事業の課題と対処

26年度をピークに来場者の減少している。マンネリ化をどうするのか、そのため「らしさ」を実行委員会に設け、そのことにより手づくり感が出、参加者のハードルを下げる、ロードプレイング的な事を企画。



## V 視察を終えての感想

今回視察した新潟県三条市「三条マルシェごった市」での視察では、全国的にも課題である既存商店街の活性化という意味では、年間来場者の多さでもわかるように成功しているのは間違いなくそれに加え、創業スパイラル事業により実質店舗の経営やノウハウを学ぶことによる創業支援や新規出店事業補助金など、行政の支援もあり以前のシャッター通りの商店街が少しずつ再生していた。しかし、マルシェの開催日以外は依然として人通りも少なくまだまだ、課題も多いようだ。当市においても商店街再生は急務だと感じるが、民間力だけでの再生は難しく行政の最大の支援がまずは必要と感じた。

参考資料 pon-teku、～三条マルシェ～ごった市@ホコテン  
さんじょう歴史探訪まちあるきマップ

## 調査研究・研修報告書

議員氏名又は 翔春会  
会派の名称

調査事項 研修会名称	小中一貫教育について
日時	平成 29年 2月 14日（火曜日）
視察先 場 所	香川県 高松市
目的	公立小学校と中学校の敷地、校舎を一体的に活用し、義務教育9年間の連続性、発展性に留意した学校運営を行うことにより、教育内容・指導方法等の改善を図り、学力の向上や人間性を育む取組について調査・ご教授いただくために視察した。
内容及び所感  (市政の課題に対して参考になった事項など)	<p><b>I 小中一貫校新設の背景と小中学校の統合</b></p> <p>高松市では、昭和30年代をピークとして、児童生徒数が市全体で約2分の1まで減少し、特に中心部の9小学校・5中学校では、ドーナツ化現象とも重なり著しく減少するとともに、学校規模の格差が広がっていた。 このような状況を踏まえ、市教育委員会では平成14年6月に、「高松市小中学校適正配置等審議会」を設置し、約2年間(合計22回)にわたり審議し、16年8月に答申がまとめられた。 その後、答申を踏まえ市中心部の2中学校及び3小学校をそれぞれ統合し、小中学校の敷地を一体的に活用した施設一体型の小中一貫教育校を整備し、高松第一学園とし平成22年度に開校することとなった。</p> <p><b>II 小中一貫教育の方針</b></p> <p>義務教育の9年間を一連の期間ととらえ、従来の6・3制と、I期(小1～小4) II期(小5・小6・中1)、III期(中2・中3)による4・3・2制との良さを生かした教育を推進している。 9年間を見通した確かな学力と豊かな心の育成の実現 ～自己有用感を育む自分づくり・なかまづくり～</p>

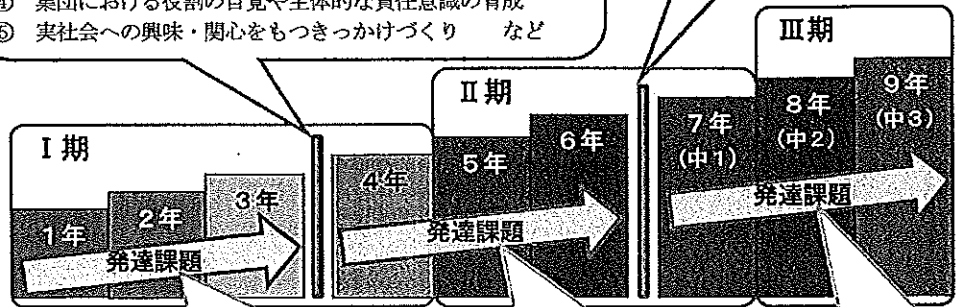
(3) 6・3制に立ちはだかる「4つの壁」と初等教育に潜む発達課題としての「9歳の壁」

1	横のつながりの壁 (友達関係)	複教の小学校から子どもたちが中学校に集まり、思春期とも重なる中で、その友達関係を構築するのに最初悩む壁
2	縦のつながりの壁 (先輩関係)	中学校に入り部活動も始まり、小学校とは異なる厳格な先輩後輩関係と出会う中で生じる壁
3	教科担任制に伴うかかわり方の壁	難しくなる学習内容の獲得と並行して、教科担任という新たな授業スタイルの違いに合わせて学んでいく壁
4	定期テストの壁・勉強の仕方の壁	継続的に学びを積み重ね、広範囲にわたって自分でカバーしていかななくてはならない試験のスタイル、またこれに伴う勉強の方法で戸惑う壁

「9歳の壁」重視すべき課題

- ① 抽象的な思考の次元への適応や他者の視点に対する理解
- ② 自己肯定感の育成
- ③ 自他の尊重の意識や他者への思いやりなどの涵養
- ④ 集団における役割の自覚や主体的な責任意識の育成
- ⑤ 実社会への興味・関心をもつきっかけづくり など

「4つの壁」



- 善悪についての理解と判断
- 言語能力や認識力の高まり
- 自然等への関心の高まり
- 子ども同士の交流活動や自然体験の減少
- 社会性の不足
- 精神的な不安定さ
- 周りの児童との人間関係構築ができない
- 集団生活になじめない

子どもの成長の主な特徴

重視すべき課題

- ・ 集団や社会のルールを守る態度
- ・ 善悪の判断や規範意識の基礎の形成
- ・ 自然や美しいものに感動する心などの育成

- 物事を対象化して認識
- 距離をおいた分析が可能
- より分化した追究
- 自分を客観視
- 身体が大きく成長
- 自己肯定感を持ち始める
- 集団の規則を理解
- 集団活動に主体的に関与
- 発達の個人差が大きい
- 自己肯定感を持ってない
- 自尊感情の低下
- 劣等感を持ちやすい
- 閉鎖的な子どもの仲間集団が発生
- 付和雷同的な行動

子どもの成長の主な特徴 (いわゆる「9歳の壁」)

- 自分独自の内面の世界
- 自意識と事実との相違に葛藤
- 自らの生き方を模索
- 友人関係に強い意味
- 仲間同士の評価を強く意識
- 親子のコミュニケーション不足
- 他者との交流に消極的
- 性意識・異性への興味関心

子どもの成長の主な特徴

重視すべき課題

- ・ 自らの個性や適性を探求
- ・ 自らの課題と正対
- ・ 自己の在り方を思考
- ・ 社会の一員として他者と協力
- ・ 自立した生活を営む力の育成
- ・ 法やきまりの意義の理解
- ・ 公德心の自覚

① 4つの壁

小学校6年間・中学校3年間という本来あるべき学校段階の区切りと、子どもたちの成長の現状との間には「ずれ」が生じているため、図上部に示す「4つの壁」に遭遇することが指摘されている。

② 9歳の壁

昨今の授業削減により、学習内容も難しくなっているのにも関わらず、勉強についていけなくなる児童が9歳～10歳(小学4年生)前後に急激に増えている。いわゆる『9歳の壁』で、子どもの発達ごとの特徴と重視すべき課題とされている。

### Ⅲ 小中一貫教育のメリットと課題

#### メリット

- ① 子どもの望ましい成長のために見通しのある一貫した教育が可能
- ② 小中学校の教職員が、義務教育9年間で担う意識を高める事ができる
- ③ 9年間の系統性・連続性のある学習指導により、学力の定着が期待できる
- ④ 児童生徒間の多様な交流活動により豊かな人間性や社会性の育成ができる
- ⑤ 問題行動や不登校児童生徒等の減少が期待できる
- ⑥ 上級生の児童が下級生の児童に教えようとする姿勢が期待できる
- ⑦ 下級生の児童は先輩の活躍する姿に、憧れの気持ちを持てるようになる
- ⑧ 中一ギャップの存在がない

#### 課題

- ① 6・3制ではあらわれる、小学6年生の最上級生としての意識の欠如
- ② 入学式・卒業式の概念が各1回だけなので、6年・7年生に概念がない
- ③ 学校やPTA・地区自治会・地域コミュニティ等の活動を通して、地域と学校の適切なかわりかたについて、今後も探っていく必要がある



### Ⅳ 視察を終えての感想

公立の小中学校で、同じ校舎での一貫校としては全国的にも珍しく、他の公立校との差別化も図っているようだが、公立校という意味合いを考えれば他地区の保護者や生徒の意見はどのようになっているのか疑問を感じた面もあった。しかし、高松第一学園の施設・環境・教育カリキュラムにおいては、全国トップクラスであり、現実的に児童生徒の学力面での向上も見られ、素晴らしいと感じた。

春日市に置き換えて考えると、施設的には春日東小中学校なら可能では、と考えるが、そこに行きつくまでは地域や保護者との全市・全庁的な議論を深めていく必要があり、ハードルの高いものとも感じた。

また、春日市でも小中連携は行っているがまずはそれを深め、小学校の教科担任制の取り入れ等から始めていくべきだと思った。しかし、将来的には教育改革として高松第一学園を参考に実践していくことも必要ではないだろうか。

参考資料：9年間を見通した確かな学力と豊かな心の育成・平成28年度高松市教育指針  
学校要覧・統合の記録・他

調査研究・研修報告書

議員氏名又は 翔 春 会  
会派の名称

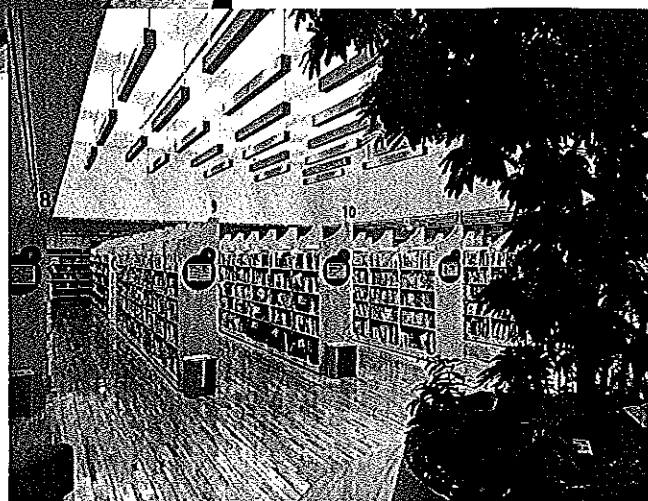
<p>調査事項 研修会名称</p>	<p>図書館の管理運営について</p>
<p>日 時</p>	<p>平成 29年 2月 15日（水曜日）</p>
<p>視 察 先 場 所</p>	<p>徳島県 徳島市</p>
<p>目 的</p>	<p>平成30年春日市図書館の指定管理者制度移行を受け、民間ならではの創造的で特色のある事業の展開、知識・経験とともに豊富な人材の確保など、様々な分野での市民サービスの向上に向けた手法について調査・ご教授いただくために視察した。</p>
<p>内容及び所感  (市政の課題に対して参考になった事項など)</p>	<p><b>I 図書館運営方針</b></p> <p>■ 子どもたちが豊かに生きるための力を身につけ健全な成長をする支援</p> <p>① 子どもサービス（読み聞かせ 毎日2回実施）</p> <p>② 青少年サービス（コーナーの設致・ボランティア募集、運営・図書館だより作成）</p> <p>■ 地域力の向上に寄与し、地域とともに成長する図書館</p> <p>① ボランティアスタッフとの協働</p> <p>② 図書館ギャラリーの運営</p> <p>③ 外郭団体との連携事業</p> <p>④ ビジネス支援コーナーの設置</p> <p>⑤ オンラインデータベースの提供</p> <p>⑥ 社会人席コーナーの設置</p> <p>■ 市民の学ぶ意欲に応え市民が学習や調査研究等をするための支援</p> <p>① 専用レファレンスカウンターの設置</p> <p>② パスファインダーの作成・周知</p> <p>③ テーマに沿った図書コーナーの設置</p> <p>④ 電子図書館</p> <p>⑤ 電子デバイス企画展</p> <p>⑥ 地域資料等のデジタル化</p>

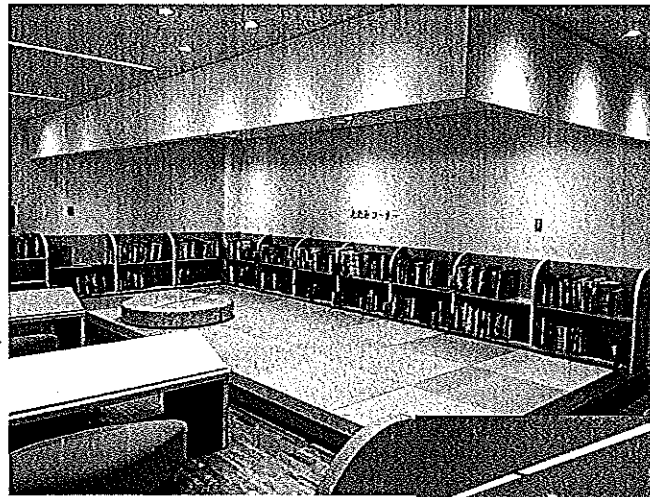
■ 利用しやすい環境づくりのためのサービス

- ① 開館日数(年間340日・開館時間9:00~21:00)拡大
- ② 図書館ホームページのリニューアル
- ③ インターネットサービス
- ④ 徳島駅構内に返却ポスト設置
- ⑤ ICタグ・BDSゲート導入
- ⑥ 自動貸出機の設置
- ⑦ ブックシャワーの設置
- ⑧ 電子黒板の導入(映画会や講座等で使用できる巨大なサイズの電子黒板)
- ⑨ インターネットコーナーの運営
- ⑩ 新着図書お知らせサービス
- ⑪ 音楽配信サービス(インターネットを通じて音楽聴き放題のサービス)
- ⑫ 移動図書館の運営(毎月1回、市内70ヶ所巡回)
- ⑬ 配本サービス(地域の公民館や学校等に配本を実施)
- ⑭ 在宅送本サービス(身体が不自由で来られない方へ、本のお届けサービス)

II 指定管理者の概要

- ① 団体名 株式会社図書館流通センター
- ② 指定期間 平成27年4月1日~平成32年3月31日まで(5年間)
- ③ 指定管理者業務内容
  - (ア) 図書館事業に関する業務
  - (イ) 図書館資料貸出及び施設利用の承諾に関する業務
  - (ウ) 図書館及び図書館施設の維持管理に関する業務
  - (エ) その他教育委員会が必要と認める業務





### Ⅲ 視察を終えての感想

徳島市の人口256,000人の市民図書館だけに、立地と広さ(総面積3,400㎡)には、目を見張るものがあった。また、図書館自体も明るく清潔に保てれ児童書と一般書のコーナーがフロアごとに分かれ、児童書のフロアには保護者と一緒に絵本を読めるタタミのコーナーがあり、一般書のフロアでは飲み物を飲みながら本を読めるベランダが併設され、市民の憩いの場となっていた。

今回は指定管理者制度についての視察だが、民間のノウハウ(ブックシャワー・ICタグ・BDSゲート・自動貸出機等)たくさんの所にあり、市民サービスの向上につながっていると感じた。

また、入館者数も毎年増加の傾向にあり平成27年度では、年間累計58万人・貸出冊数110万冊、子ども読み聞かせには年間6,800人が利用している。

民間事業者の提案力・ノウハウの凄さを感じた視察となった。

平成30年度より、春日市も指定管理者制度に移行する予定だが、民間事業者の力に期待したいと感じている。

## 調査研究・研修報告書

議員氏名又は 翔春会  
会派の名称

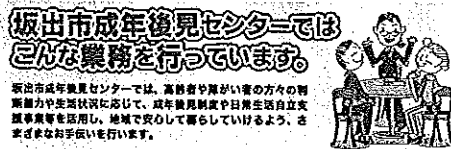
調査事項 研修会名称	市民後見推進制度について
日時	平成 29年 2月 16日（木曜日）
視察先 場所	香川県 坂出市
目的	認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加に伴い、成年後見制度利用者が増加しているが、実際には後見人の不足が問題化しており、新たな後見人の担い手である市民後見人の養成及び活動支援について調査・ご教授いただくために視察した。
内容及び所感  (市政の課題に対して参考になった事項など)	<p><b>I 成年後見制度とは</b></p> <p>痴呆症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分になった人の社会生活を支援する人（後見人）を家庭裁判所で定めて、普通の生活を送れるように支援する制度で、具体的には認知症を患った場合や知的障害、精神障害の疾患をお持ちの場合に、裁判所関与のもと、身上監護や財産管理などを第三者が行いサポートする仕組み。</p> <p><b>II 市民後見人とは</b></p> <p>弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識・態度を身につけた良質の第三者後見人で、また市民後見人に委託する事案は、難易度の低い事案、具体的には「日常的な金銭管理や安定的なみの身上監護が中心の事案や紛争のない事案、必ずしも専門性が要求されない事案」が想定される。</p> <p><b>III 市民後見推進事業の実施(国のモデル事業)</b></p> <p>(1) モデル事業実施形態</p> <p>① 市が実施するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民後見人養成のための研修</li> <li>・市民後見人の活動を安定的に実施するための市民後見推進検討会の設置</li> </ul>



- ② 社会福祉協議会(法人後見受任者)に委託
  - ・ 市民後見人の登録
  - ・ 業務フォローアップ体制の構築

(2) モデル事業の事業内容

- ① 市民後見人養成研修の実施
  - ・ 養成研修参加者の選定 (15名)
- ② 研修カリキュラム及び内容
  - ・ 基礎講座：県社会福祉協議会が行う後見人材養成研修 (3日程度)
  - ・ 実務講座：市社会福祉協議会と連携し市が実施 (3日程度)
- ③ 家庭裁判所との協議
  - ・ 市民後見推進検討会に、オブザーバーとして家庭裁判所職員の参加
- ④ 研修修了者の登録
  - ・ 市社会福祉協議会に法人後見支援員として登録
- ⑤ 研修終了後の取組
  - ・ フォローアップ研修の受講
  - ・ 法人後見支援員として活動
  - ・ 市民後見人として、平成25年1月 県内初市民後見人誕生(2名)



坂出市成年後見センターでは、高齢者や障害が原因の方々の判断能力や生活状況に応じて、成年後見制度や日常生活自立支援事業等を活用し、地域で安心して暮らしていただけるよう、さまざまなお手伝いを行います。

成年後見制度に関する広範及び啓発

成年後見制度に関する特に行啓、講演会の開催など、市民・関係者・関係機関等を対象にして、制度活用に関する幅広い広範及び啓発を行います。

成年後見制度等権利保護に関する相談及び利用支援

成年後見制度及び日常生活自立支援事業に関する相談を実施するとともに、制度等の利用を必要とする人が適切に利用できるよう、各種手続き方法の助言、申立て・契約等利用に関する助言及び支援を行います。

市民後見人候補者の登録、受任調整及び市民後見人への活動支援

候補者のフォローアップ体制を組織的に実施したり、坂出市・家庭裁判所から依頼があった場合に、登録者である市民後見人候補者を推薦したりします。また、市民後見人として後見活動を行う際、活動内容の相談、助言・指導等の支援を行います。

法人後見及び法人後見監督活動

坂出市・家庭裁判所等から依頼があった場合は、本人のため、適切に法人後見及び法人後見監督活動を行います。

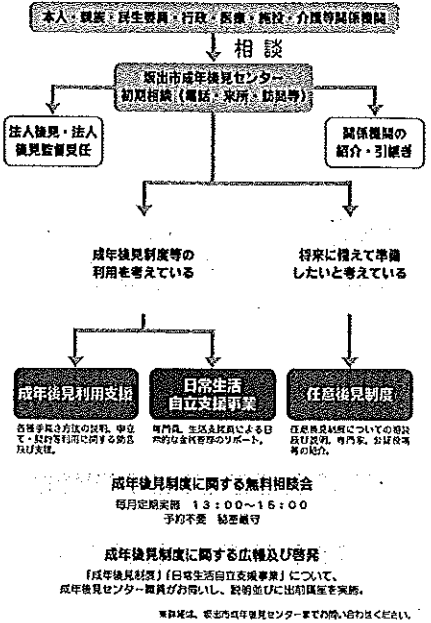
日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業と成年後見制度を連携した権利保護事業と位置づけ、生活支援員の相談支援及び活動支援を行い、当該事業利用者の生活支援を適切に行います。

成年後見制度に関わる関係機関等との連携

成年後見制度、権利保護またほ地域福祉に例する関係機関等との連携に努めます。

坂出市成年後見センター 相談と流れ



IV 視察を終えての感想

春日市も高齢化が進んでおり、認知症等で判断能力が不十分になる高齢者も増えつつある中、成年後見制度という言葉さえも知らない市民の皆さんが多いのではないかと思います。

まずは、その制度自体を広報していくことが重要だと感じる。また、ひとり暮らしの高齢者や判断能力が不十分な高齢者が、今後事件事故に巻き込まれないように、当市においても安心して相談できる市民後見推進制度事業を立ち上げ、市民後見人を育成し高齢者にとっても安心・安全なまちづくりをしていく必要が急務だと感じた。

参考資料：坂出市における市民後見人の養成と活動支援・坂出市成年後見センター・他

領収書貼付用紙

整理番号	1
------	---

議員氏名 (会派の名称) : 翔春会

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費
	資料購入費・人件費・事務所費・事務費 ※該当する項目のいずれか一つを○で囲む。

**領 収 証** No. 804515 I

RECEIPT 平成 28 年 10 月 24 日

ご氏名 翔春会 中野裕昭様  
金堂清元様

(ご注意) 本証に、支店名、支店印、責任者印無きもの及び金額欄を訂正したものは無効とします。

金額	¥ 37,560-
----	-----------

ただし 新潟県長岡市役所、新潟県 一系 印春代として  
上記金額正に領収いたしました。

50,000円以上  
収入印紙

株式会社 日本旅行 自治労福岡 営業本部  
9834 支店  
NIPPON TRAVEL AGENCY CO., LTD. 責任者印

扱者名                     

ない。また、  
か、「別紙の

**領 収 書** No. 042467

春日市議会 翔春会 様

金額	¥ 3,030-
----	----------

上記の金額確かに受領いたしました。

平成 28 年 10 月 24 日

福岡県春日市伯玄町2丁目55-3  
(株)和菓子 **富 賢**

内 訳	商 品 代	¥
	消 費 税	¥
	そ の 他	¥

本 店 ☎581-9095  
薬 院 店 ☎713-5621  
南ヶ丘店 ☎596-6664  
高宮店 ☎524-5250  
<http://www.e-wagashi.jp>


領収書貼付用紙

整理番号	2
------	---

議員氏名 (会派の名称) : 翔 春 会

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費
	資料購入費・人件費・事務所費・事務費 ※該当する項目のいずれか一つを○で囲む。

※ 領収書貼付欄 (領収書は、重ねたり折り曲げたりせずに貼付してください。また、領収書の大きさにより貼付することができない場合は、裏面に貼付するか、「別紙のとおり」として別紙を添付してください。)

<b>領 収 証</b>		No. 804512 I
RECEIPT		平成 28 年 10 月 24 日
ご氏名 <u>翔春会 柳智昭様</u>		
<u>金堂 清之 様</u>		
<small>(ご注意)</small> 本証に、支店名、支店印、責任者印無きもの及び金額欄を訂正したものは無効とします。	金 額 <u>¥ 64,380-</u>	
ただし <u>10/1 新潟行 1/2 東京</u> <u>航空券代 (ANA利用) として</u> 上記金額正に領収いたしました。		① 現金 ② 小切手 ③ 振込 ④ クレジット( <small>カード</small> ) ( <small>¥</small> ) ⑤ その他( )
	<b>株式会社 日本旅行</b> NIPPON TRAVEL AGENCY CO., LTD.	自治 労働 福祉 営業本部 9834 支 店 責任者印 扱者名

領収書貼付用紙

整理番号	3
------	---

議員氏名 (会派の名称) : 翔 春 会

経費項目	<input type="checkbox"/> 調査研究費 · <input type="checkbox"/> 研修費 · <input type="checkbox"/> 広報費 · <input type="checkbox"/> 広聴費 · <input type="checkbox"/> 要請陳情活動費 · <input type="checkbox"/> 会議費 · <input type="checkbox"/> 資料作成費 <input type="checkbox"/> 資料購入費 · <input type="checkbox"/> 人件費 · <input type="checkbox"/> 事務所費 · <input type="checkbox"/> 事務費
	※該当する項目のいずれか一つを○で囲む。

領 収 証

No. 979353 I

RECEIPT

平成 29 年 2 月 7 日

ご氏名 翔春会 様

中原 智昭、金堂 青之保

(ご注意)  
本証に、支店名、支店印、責任者印無きもの及び金額欄を訂正したものは無効とします。

金額	¥ 65,560-
----	-----------

ただし 1/4 券 JR 券代 福岡市内へ  
徳島往復 (高松途中下車有)

- 1. 現金
- 2. 小切手
- 3. 振込 (P/B)
- 4. クレジット (カード)
- 5. その他 ( )

上記金額正に領収いたしました。



株式会社 日本旅行 自治労福岡営業本部  
9834 支店  
NIPPON TRAVEL AGENCY CO., LTD.

責任者印

扱者名

領 収 書

No. 040533

春日市議会 翔春会 様

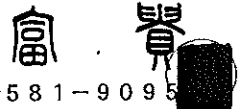
¥ 2,700-

上記の金額確かに受領いたしました。

平成 29 年 1 月 31 日

福岡県春日市伯玄町 2 丁目 55-3

(株) 和菓子



本店 ☎ 581-9095  
 薬院店 ☎ 713-5621  
 南ヶ丘店 ☎ 596-6664  
 高宮店 ☎ 524-5250  
<http://www.e-wagashi.jp>

印  
紙

内訳	商品代	¥
	消費税	¥
	その他	¥

領収書貼付用紙

整理番号	4
------	---

議員氏名 (会派の名称) : 翔春会

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・広聴費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費
	<u>資料購入費</u> ・人件費・事務所費・事務費 ※該当する項目のいずれか一つを○で囲む。

※ 領収書貼付欄 (領収書は、重ねたり折り曲げたりせずに貼付してください。また、領収書の大きさにより貼付することができない場合は、裏面に貼付するか、「別紙のとおり」として別紙を添付してください。)

No W2183797	<b>ZENRIN</b>																																
<b>領 収 証</b>	2017年8月24日																																
春師議会 翔春会 様 (金額の訂正は無効です)																																	
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <th>金額</th> <th>百万</th> <th>拾万</th> <th>万</th> <th>千</th> <th>百</th> <th>拾</th> <th>円</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>7</td> <td>1</td> <td>7</td> <td>2</td> <td>8</td> <td>0</td> </tr> </table>	金額	百万	拾万	万	千	百	拾	円			7	1	7	2	8	0	印 紙																
金額	百万	拾万	万	千	百	拾	円																										
		7	1	7	2	8	0																										
(内消費税及び地方消費税 円)																																	
上記の金額正に領収いたしました。 春師 (印)																																	
<b>株式会社 ゼンリン</b>	担当者																																
<table style="width: 100%; font-size: small;"> <tr> <td>富山 076-432-8111</td> <td>北陸 076-223-0468</td> <td>福井 0776-25-1876</td> <td>岐阜 058-272-2002</td> </tr> <tr> <td>名古屋 052-684-2801</td> <td>三河 0532-54-1636</td> <td>津 059-227-8426</td> <td>岐阜 077-564-8380</td> </tr> <tr> <td>京都 075-812-2250</td> <td>大阪 06-6585-3321</td> <td>神戸 078-252-3223</td> <td>滋賀 079-288-9222</td> </tr> <tr> <td>奈良 0742-64-3622</td> <td>和歌山 073-473-2891</td> <td>岡山 086-241-0022</td> <td>徳島 082-506-0600</td> </tr> <tr> <td>福山 084-981-3123</td> <td>下関 083-263-1066</td> <td>山口 083-922-0465</td> <td>徳島 088-622-1308</td> </tr> <tr> <td>高松 087-861-4704</td> <td>松山 089-905-1016</td> <td>高知 088-885-9400</td> <td>北九州 093-592-8100</td> </tr> <tr> <td>福岡 092-281-7177</td> <td>佐賀 0952-25-2036</td> <td>長崎 095-826-0357</td> <td>熊本 096-370-1400</td> </tr> <tr> <td>大分 097-534-0879</td> <td>宮崎 0985-24-8887</td> <td>鹿児島 099-223-0740</td> <td></td> </tr> </table>	富山 076-432-8111	北陸 076-223-0468	福井 0776-25-1876	岐阜 058-272-2002	名古屋 052-684-2801	三河 0532-54-1636	津 059-227-8426	岐阜 077-564-8380	京都 075-812-2250	大阪 06-6585-3321	神戸 078-252-3223	滋賀 079-288-9222	奈良 0742-64-3622	和歌山 073-473-2891	岡山 086-241-0022	徳島 082-506-0600	福山 084-981-3123	下関 083-263-1066	山口 083-922-0465	徳島 088-622-1308	高松 087-861-4704	松山 089-905-1016	高知 088-885-9400	北九州 093-592-8100	福岡 092-281-7177	佐賀 0952-25-2036	長崎 095-826-0357	熊本 096-370-1400	大分 097-534-0879	宮崎 0985-24-8887	鹿児島 099-223-0740		
富山 076-432-8111	北陸 076-223-0468	福井 0776-25-1876	岐阜 058-272-2002																														
名古屋 052-684-2801	三河 0532-54-1636	津 059-227-8426	岐阜 077-564-8380																														
京都 075-812-2250	大阪 06-6585-3321	神戸 078-252-3223	滋賀 079-288-9222																														
奈良 0742-64-3622	和歌山 073-473-2891	岡山 086-241-0022	徳島 082-506-0600																														
福山 084-981-3123	下関 083-263-1066	山口 083-922-0465	徳島 088-622-1308																														
高松 087-861-4704	松山 089-905-1016	高知 088-885-9400	北九州 093-592-8100																														
福岡 092-281-7177	佐賀 0952-25-2036	長崎 095-826-0357	熊本 096-370-1400																														
大分 097-534-0879	宮崎 0985-24-8887	鹿児島 099-223-0740																															